

第2章 湯浅町の維持・向上すべき歴史的風致

第2章 湯浅町の維持・向上すべき歴史的風致

1. 湯浅町の維持・向上すべき歴史的風致

歴史まちづくり法において「歴史的風致」とは、「地域におけるその固有の伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

本町は、古代から大和や京の都と紀南地方にある信仰の聖地などを結ぶ往還の重要な役割を果たし、その後の人々の生活や生業においても陸路・海路の要衝であった。大勢の旅人や商人、様々な物資が行き交う殷賑な商業都市として発展を遂げる一方、醤油の醸造や漁業、みかん栽培などの地域特有の産業が大いに隆盛した。

こうした本町固有の歴史と伝統文化が築き上げてきた歴史的な建造物が、周辺を含む市街地環境とともに今日まで残されており、そこで受け継がれてきた伝統産業や祭礼などの人々の活動と相まって本町の特徴ある歴史的風致を形成している。

本町におけるこれらの維持・向上すべき歴史的風致は、次のとおりである。

- 1) 醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致
- 2) 熊野古道に見る歴史的風致
- 3) 明恵の足跡に見る歴史的風致
- 4) 顯國神社の祭礼に見る歴史的風致
- 5) 國津神社・幸神社の祭礼に見る歴史的風致
- 6) 海辺の営みに見る歴史的風致
- 7) みかん・三宝柑・びわ栽培に見る歴史的風致